

奈良県告示第三百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成二十五年一月二十八日次の表の上欄の者の申請に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年二月五日

奈良県知事 荒井正吾

申請者	事業計画	縦覧期間及び場所
曲川土地改良区 理事長 松村 博 行	曲川土地改良区営土地 改良事業（新規） 吉田―松笠間地区	平成二十五年二月六日から同月二 十五日まで 橿原市役所